

令和6年度集団指導におけるQ&A

サービス種別	質問内容	回答
居宅介護支援	<p>動画『運営指導における主な指摘事項（介護報酬編）』スライド5ページ【ケアプラン連携データシステム】に関する質問</p> <p>ケアプランデータ連携システムの活用について、杉並区としてはどのように考えていますか。</p>	<p>ケアプランデータ連携システムを活用することにより、これまで郵送やファクスで行うために要していた時間や経費を削減し、介護現場の業務負担を軽減することが期待されています。杉並区としては、介護事業所の業務負担を軽減して、より働きやすい環境づくりによる人材の確保・定着を進めるために、ケアプランデータ連携システムの導入に関する国や都からの情報をケア倶楽部で周知していきます。</p>
居宅介護支援 介護予防支援	<p>【居宅サービス計画書第6・7表の同意】に関する質問</p> <p>4月からの利用票には、福祉用具のTAISコードを入れるように新しい利用票となりますが、利用者の確認印の欄がなくなりました。当事業所はずっと捺印を頂いており、4月の利用票には欄外に捺印を頂いています。支援経過に利用票をお渡ししたとの記載をしておけば、もう捺印を頂かなくても大丈夫でしょうか。</p>	<p>条例では「居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。」とあり、居宅サービス計画について利用者の同意を得る必要があります。なお、解釈通知では、「説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表、第6表及び第7表すべてを指す」とあります。杉並区では、第6表及び第7表については国の標準様式から確認欄がなくなったことに伴い、以下の取扱いとするように周知しています。</p> <p>①利用者に第6・7表の内容を説明し、第6表の余白部分に押印又は署名を得て、作成日欄に同意日を記載して控えを保管すること ②利用者に第6・7表を掲示して説明・同意・交付した上で、そのことを支援経過などに記録すること</p>
居宅介護支援 介護予防支援	<p>動画『給付に関する事項』スライド5ページ【TAISコード】に関する質問</p> <p>1. TAISコードについて、利用者等に説明するのでしょうか。 2. ケアプラン6表7表に、用具の名称とTAISコードを記載するとありますが、福祉用具貸与を利用しているすべての利用者が対象でしょうか。 3-1. 介護保険最新情報vol.1362のQ&amp;Aで、「データ連携を行わない場合は当面の間空白として差し支えない」とのことですが、杉並区も同じ取り扱いでよろしいですか。 3-2. ケアプランデータ連携システムを導入していない居宅は福祉用具TAISコード反映等当面据置となっておりますが、据置期間の見込みはいつ頃まででしょうか。 4. 「福祉用具については利用票に機種名とTAISコードを転記する事になっていますが、車いすにクッション（車いす付属品）がついており、このクッション部が0単位の場合はケアプランに「車椅子付属品」の記載がなくても問題ないですか。</p>	<p>1. 疑問を持つ方がいるかもしれないので、説明した方がよいと考えます。 2. 全ての利用者が対象です。 3-1. 同じ取り扱いです。 3-2. 今回の様式改正について、厚生労働省の事務連絡（介護保険最新情報vol.1362）では、「ケアプランデータ連携標準仕様に準じたCSVファイルによりデータ連携を行う場合は記載を行うものとし、データ連携を行わない場合は、当面の間、当該項目を空白として差し支えない。」とされており、具体的な時期は明記されていません。介護保険最新情報vol.1362が現時点で最終の事務連絡のため、引き続き今後の通知を確認してください。 4. 今回の様式改正は、居宅介護支援事業所と福祉用具サービス事業所の双方において、項目を統一することにより、ケアプランデータ連携システムで連携を行ったあとに、転記・計算し直しが生じていたところを不要とし、負担軽減のみならず、返戻の防止に繋げることを目的としています。そのことから、福祉用具サービス事業所が作成している給付費明細書の記載にあわせて記入にした方がよいと考えますので、サービス事業所に確認してください。ただし、「介護給付費請求書等の記載要領について」「（別記）介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載について」（介護保険最新情報vol.609（平成29年10月19日））では、「付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること」とされており、サービス単位数0単位の標準装備は想定されていないため、記載は不要と考えます。</p>
居宅介護支援 介護予防支援	<p>動画『給付に関する事項』スライド11ページ・12ページに関する質問</p> <p>区分変更申請し、途中で要介護度が変更になった際の給付について、月末の区分で給付を行うという話がありましたが、全サービスが対象と考えてよいのでしょうか。区分変更申請日以前の利用分についても確定した月末の区分の給付ということですか。</p>	<p>11ページは、給付管理票と請求明細書の要介護状態区分と、計画費の請求区分について示しており、12ページは計画費の請求区分の例を示しています。給付管理票と請求明細書の要介護状態区分を誤ると台帳と不一致になり、返戻となりますのでご注意ください。給付については、計画費は月末の区分で請求を行います。その他のサービスは、区分変更前後の介護度に応じて、1回(日)ごと及び日割りで算定を行います。</p>

<p>居宅介護支援 介護予防支援</p>	<p>動画『給付に関する事項』スライド16ページ【居宅療養管理指導】に関する質問 主治医のみ算定可で、訪問歯科や訪問薬局は算定不可との事ですか。資料からは歯科にそのように伝えるようにと受け取れました。</p>	<p>居宅療養管理指導は通院が困難な方に対して、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等の算定が各職種で可能です。算定回数はそれぞれ決められており、同一職種の場合、ケアマネに情報を提供している主治となる1か所のみが算定できます。また、「<b>「居宅での生活を送るために継続的な指導が行われていること」が必要であり、単なる歯科治療や薬を届けただけでは、算定できないということです。ケアマネは提供された情報をもとにケアプランに位置付けてください。</b></p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>動画「給付に関する事項」スライド20ページ【生活保護関係】に関する質問 1. 「②サービス利用表と別表」の下に（毎月）と表示されていますが、毎月出す必要はありますか。福祉事務所から毎月求められておらず、サービス利用開始時には提出していますが、毎月出さなくても特に問題なくサービス利用が出来るため、毎月出す必要があるのか確認したいです。 2. 「③居宅サービス計画作成依頼届出書（みなし2号）」を福祉事務所に提出したところ、「こちらで貰ってどうするのでしょうか。特に何もしていません。」と言われましたが、国保連への請求に必要でしょうか。その辺がよく理解できません。</p>	<p>1. 本来であれば、初回のプラン作成時に居宅サービス計画書と利用票・別表を提出していただいた以降は、毎月の利用票・別表の提出により実績を確認したうえで介護券を発券すべきところですが、国保連への請求に間に合わないなどの支障が出ないように、利用票・別表の提出を待たずに居宅サービス計画書に基づき、定例日に介護券を送付しております。介護券送付後でも構わないので、毎月の利用票・別表（実績入り）の提出をお願いいたします。 2. 居宅サービス計画作成依頼届出書（みなし2号）は、福祉事務所に提出をお願いしているものです。今後とも、みなし2号については福祉事務所への居宅サービス計画作成依頼届出書の提出をお願いいたします。過去にみなし2号の担当経験がない一部の職員で認識不足があったと思われるので、福祉事務所内で職員教育を行ってまいります。</p>
<p>居宅介護支援 介護予防支援</p>	<p>動画『介護保険サービス事業者指定関係について（居宅介護支援・介護予防支援）』スライド11ページ【主任介護支援専門員資格証】に関する質問 新規及び更新時に写しを提出するとありますが、介護支援専門員は更新研修時だけ写しを提出すればよろしいですか。 また、「提出の際にはメール本文等に事業所名を記載してください」とありますが、メールアドレスはどこに書いてありますか。</p>	<p>介護支援専門員は、事業所で就業時に変更届に介護支援専門員証を添付していただきますので、更新研修時のみ写しの提出をお願いします。 動画スライド6ページに記載されているメールアドレス（kaigo-jigyoshien@city.suginami.lg.jp）にご送付ください。</p>
<p>訪問介護</p>	<p>訪問介護【初回加算】に関する質問 要支援の利用者が身体状況に変化により3月に区分変更を申請することになり、介護を見込んだ暫定ケアプランについてサービス担当者会議が開催されたので、当事業所では、暫定ケアプランに沿って訪問介護計画を作成してサービスを提供していました。その後、5月に要介護1の認定が下りましたが、初回加算は3月に遡って請求できますか。</p>	<p>初回加算は、「新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合」に算定できます。 3月に暫定で要介護を見込んだ訪問介護計画を作成しているものの、サービス提供責任者が訪問していない場合、初回加算の算定は出来ません。また、3月に要介護を見込んだ訪問介護計画を作成して、サービス提供責任者が訪問している場合、初回加算は算定できます。</p>
<p>通所系サービス</p>	<p>送迎に関して、交通マナーなど乗っている利用者からの苦情はありますか。</p>	<p>送迎位置が運転手によって異なるため、乗降時の案内に関しての不满や、運転が荒いなどの苦情があります。</p>
<p>全サービス</p>	<p>国保連へ報告をしていない苦情・相談も数百件あるとのことでしたが、相談者の不安や事業所の改善はきちんと促されているのでしょうか。相談者の不利に動いていませんか。</p>	<p>国保連には介護保険サービスに関する苦情を報告しており、それ以外の苦情や相談についても、区の職員が話を聞き今後の対応を一緒に考えたり、制度の説明をすることで不安が解消されることも多くあります。事業所に伝えて欲しくないという場合でも、事業所に改善を促すときと区が判断したものは相談者が特定されないように、事業所に連絡しています。</p>
<p>全サービス</p>	<p>区に寄せられた苦情の中で、実際該当事業所の方に周知されない苦情もありますか。</p>	<p>相談者から、個人が特定される可能性があるなどの理由により伝えてほしくないと言われた場合は事業所に連絡していません。ただし、虐待につながる内容や重大な内容については、個人が特定されないよう事業所や法人にお伝えしています。</p>